

川崎市地球温暖化対策推進基本計画

Let's Think & Act NOW ! For our Future !

工場夜景 (川崎区)

令和4 (2022) 年 3月 川崎市
令和8 (2026) 年 3月 一部増補改訂

王禅寺かわるんパーク (麻生区)





かわさきカーボンゼロ ロゴ



かわさきカーボンゼロ ロゴマークについて

「かわさきカーボンゼロ」ロゴマークは、2050年CO₂排出実質ゼロを表現したロゴマークです。

2050年の脱炭素社会の実現には、現状の取組の延長線上では難しく、一人ひとりが行動を起こすことにより、社会の行動変容を促し、脱炭素化の技術革新に繋げていく必要があります。

川崎市はよりよい未来をつくるため、市民・事業者の皆さまと挑戦を続けてまいります。



策定にあたって

本市が気候変動の脅威に立ち向かうために、2050年の脱炭素社会の実現に向けた戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」を策定し、約1年間が経過しました。

気候変動の脅威は日々増大し、自然災害の激甚化という形で表れており、このまま気温上昇が続いた場合、自然災害の巨大化、熱中症・感染症リスクの増加といった被害に加え、米国研究機関の研究によれば、川崎臨海部の大部分が水没してしまうというデータも報告されています。



地球温暖化は、全ての人の責任であるとともに、等しく犠牲を払うものであり、緊急かつ全力で脱炭素化に取り組まなくてはなりません。

令和3（2021）年11月に開かれたCOP26では、パリ協定の1.5℃努力目標の達成が正式に合意され、今世紀半ばのカーボン・ニュートラル実現と、2030年までに野心的な気候変動対策を進めることが、本国を含む締約国に求められました。

本市は、大規模なエネルギーや製品の供給拠点として、日本の産業に大きく貢献している一方で、政令市で最も多くの温室効果ガスを市域で排出しており、SDGs未来都市として持続可能な社会の構築を目指している本市は、気候変動問題に対し、真摯に取り組む責務があります。

このたび改定した川崎市地球温暖化対策推進基本計画では、エネルギー、市民生活、交通環境、産業活動など様々な視点で2050年のビジョンを明確化するとともに、脱炭素社会の実現に向けた2030年の温室効果ガス削減目標等を設定し、さらにこれまでの基本計画の施策を強化しました。

平成2年に「ごみ非常事態宣言」を出した本市が、今では政令指定都市で1人1日当たりのごみ排出量が最も少ない都市へと変遷したように、今後は、政令指定都市で最も多くの温室効果ガスを排出している都市から、持続可能で安心して暮らせる脱炭素化された都市へと変わっていけるよう、川崎のあらゆる力を集結し、強い意志を持って取組を進めてまいります。

皆様の御理解と御協力を、心からお願い申し上げます。

令和4（2022）年3月

川崎市長 福田 紀彦



中央卸売市場北部市場 (宮前区)



生田緑地 (多摩区)



三ヶ領用水 (高津区)



等々力競技場 (中原区)



夢見ヶ崎動物公園 (幸区)

気候変動の脅威から
川崎の未来を守るために

Contents

序章・基本的事項	・・・ P6～
第1章 計画改定の背景	・・・ P15～
第2章 川崎市の地球温暖化対策を取り巻く状況等	・・・ P35～
第3章 2050年の将来ビジョン	・・・ P51～
第4章 2030年度の達成目標	・・・ P71～
第5章 基本理念・基本的方向	・・・ P75～
第6章 施策	・・・ P81～
第7章 推進体制及び進行管理	・・・ P117～
付属資料	・・・ P121～



序章・基本的事項

1. 計画改定の目的・ポイント

(1) 計画改定の目的

川崎市の地球温暖化対策は、平成22（2010）年10月に「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を策定、平成30（2018）年3月に改定し、市域内の温室効果ガス排出量について、当時の国の地球温暖化対策計画が示す長期的な目標「令和32（2050）年度までに80%の削減を目指す」を川崎市が長期的に目指す水準に位置づけ、計画期間の最終年度である令和12（2030）年度までに平成2（1990）年度比で30%削減することを目標に掲げ、取組を推進してきました。

昨今の気候変動問題の危機的状況を踏まえ、令和2（2020）年2月、川崎市は2050年のCO₂排出実質ゼロを表明するとともに、同年11月、脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」を策定し、2050年の脱炭素社会の実現を目指す取組を始めました。

また、同年10月には、菅義偉内閣総理大臣が、令和32（2050）年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにすることを宣言し、翌（2021）年4月22日の気候変動サミットでは、温室効果ガス排出量46%削減（2013年度比）を表明し、その後、日本全体の脱炭素化の取組が加速しています。

こうした背景から、川崎市においても、現行計画を改定し、施策を一層強化する必要があります。

計画改定の検討に当たっては、市長から環境審議会に対し、川崎市地球温暖化対策推進基本計画の改定の考え方について諮問し、具体的な調査・審議が行われました。

令和3（2021）年11月2日に環境審議会から得られた答申を踏まえながら、川崎市がこれまで行ってきた地球温暖化対策の取組や、国の動向、最新の技術動向などの幅広い検討を行い、このたびの計画改定を行うものです。



(参考) 川崎市地球温暖化対策推進基本計画における略語の使用一覧

1 川崎市地球温暖化対策推進基本計画	⇒ 基本計画（又は計画）
2 川崎市地球温暖化対策推進実施計画	⇒ 実施計画
3 脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」	⇒ 脱炭素戦略（又は戦略）
4 川崎市気候変動適応策基本方針	⇒ 適応方針
5 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例	⇒ 温対条例（又は条例）
6 地球温暖化対策の推進に関する法律	⇒ 温対法（又は法律）



(2) 計画改定のポイント

Point 1 2050年の将来ビジョンの明確化【第3章 P51~】



- エネルギー視点、市民生活視点、交通環境視点、産業活動視点など、**様々なアプローチで2050年のビジョンを具体化。**
- 川崎市が政令市最大のCO₂排出地域であると同時に、首都圏全体の一般家庭の消費電力を上回る大規模エネルギー供給拠点としての特性や、産業・研究開発拠点としての特性などを踏まえ、**2050年の川崎臨海部が首都圏の脱炭素化に貢献する姿（川崎カーボンニュートラルコンビナート構想）をイメージ化。**

Point 2 2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標等の設定【第4章 P71~】

市域目標

市域全体

2030年度までに**▲50%削減**（2013年度比）

※1990年度比**▲57%削減**

民生系

2030年度までに**▲45%以上削減**（2013年度比）（民生家庭・民生業務）

産業系

2030年度までに**▲50%以上削減**（2013年度比）（産業・エネルギー転換・工業プロセス）

市役所目標

市役所

2030年度までに**▲50%以上削減**（2013年度比）（市公共施設全体）

再エネ目標

再エネ

2030年度までに**33万kW以上導入**（市域全体、2020年度実績20万kW）



Point 3 施策の強化と5大プロジェクト【第6章 P81~】【実施計画】

既存計画の施策を強化した**全40施策**を第6章で示すとともに、特に事業効果の高い重点事業を「**5大プロジェクト**」として**実施計画**に掲載。



No.	プロジェクト名
PJ1 再エネ	地域エネルギー会社を中核とした新たなプラットフォーム設立による地域の再エネ普及促進PJ
PJ2 産業系	川崎臨海部のカーボンニュートラル化・市内産業のグリーンイノベーション推進PJ
PJ3 民生系	市民・事業者の行動変容・再エネ普及等促進PJ
PJ4 交通系	交通環境の脱炭素化に向けた次世代自動車等促進PJ
PJ5 市役所	市公共施設の再エネ100%電力導入等の公共施設脱炭素化PJ

2. 基本計画の構成

本計画は、「第1章（計画改定の背景）」、「第2章（川崎市の地球温暖化対策を取り巻く状況等）」、「第3章（2050年の将来ビジョン）」、「第4章（2030年度の達成目標）」、「第5章（基本理念・基本的方向）」、「第6章（施策）」、「第7章（推進体制及び進行管理）」の7章構成とし、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、先に理想とする将来像・未来像を描き、そこから対応を考えていく、バックキャストによるアプローチを行いました。



図 川崎市地球温暖化対策推進基本計画の構成

3. 基本計画の位置づけ

(1) 基本計画の位置づけ

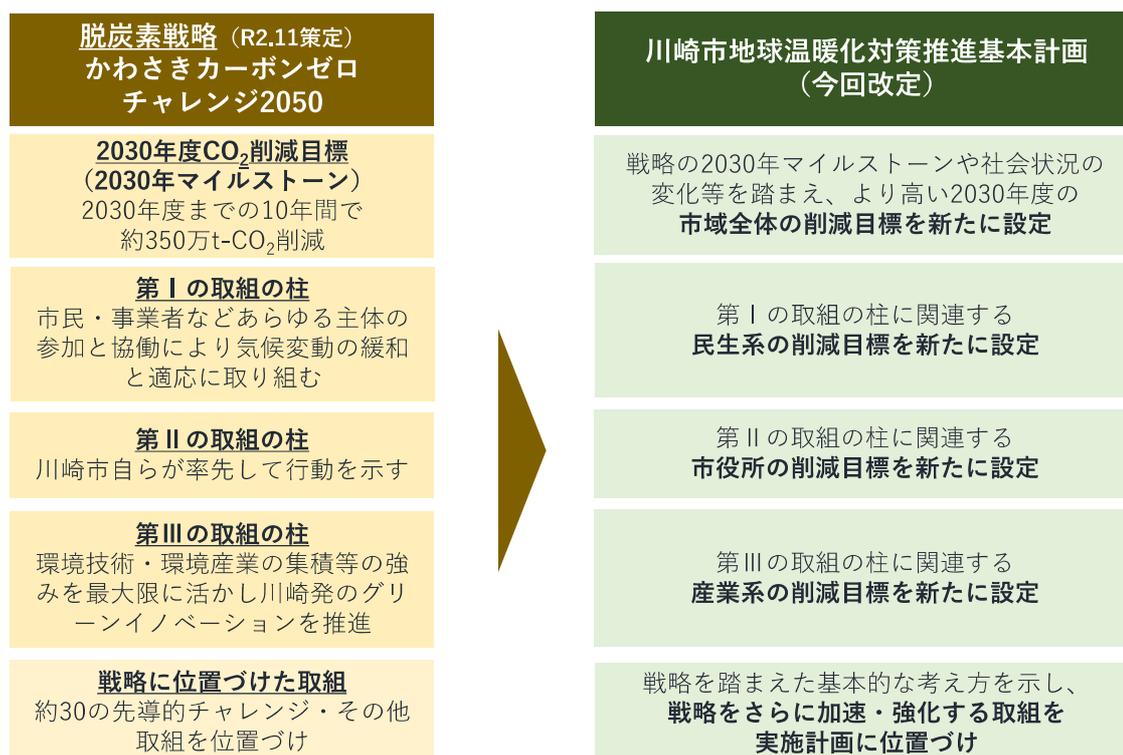
基本計画は、川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例第6条に規定する計画であり、条例第7条及び本計画に基づいて、地球温暖化対策の推進のために実施する措置に関する、川崎市地球温暖化対策推進実施計画を別に定めるものです。

なお、基本計画及び実施計画を地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項及び第3項に規定されている地方公共団体実行計画（区域施策編、事務事業編）、気候変動適応法第12条に規定（努力義務）される地域気候変動適応計画、都市の低炭素化の促進に関する法律第7条に規定（任意）される低炭素まちづくり計画としても位置づけます。

(2) 基本計画と脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」との関係

世界各国及び国内において2050年のCO₂排出実質ゼロの動きが加速する中、川崎市は、令和2（2020）年2月に2050年のCO₂排出実質ゼロを表明し、さらに、本市が脱炭素化の取組を進めていくためのスタート地点として、脱炭素社会に向けた目標や具体的な取組を定めた戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」を令和2（2020）年11月に策定しました。

今回の基本計画の改定では、脱炭素戦略の2030年マイルストーンやこの間の社会環境の変化等を踏まえて、より高い2030年度の達成目標等を基本計画に位置づけるとともに、基本計画に基づき策定する実施計画において、脱炭素戦略をさらに加速させる取組等を位置づけています。



Column 1

脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」とは

気候変動の影響による地球環境の危機的な状況等を踏まえ、川崎市は、令和2（2020）年11月に脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」を策定しました。



1 2030年マイルストーン（中間目標地点）

脱炭素戦略では、基本計画に基づく目標（2030年度までの約10年間で約250万t-CO₂削減）に加え、2030年度までの約10年間でさらに100万t-CO₂の削減に挑戦することを、2030年マイルストーンとして掲げました。

なお、今回の基本計画の改定では、国や市内の動向等を踏まえて、2030年の削減目標を新たに設定しています。

2 基本的な考え方

消費行動のムーブメントから社会を動かし脱炭素社会の実現を目指す

3 取組の柱

基本的な考え方に基づく取組を推進するため、3つの取組の柱を設定しました。

第Ⅰの取組の柱
市民・事業者などあらゆる主体の参加と協働により気候変動の緩和と適応に取り組む

- 市民・事業者の行動変容・意識改革に繋がる取組を推進し、環境に配慮した消費行動により製品・サービスのニーズ（需要）を劇的に増加させ脱炭素化のムーブメントを創出

第Ⅱの取組の柱
川崎市自らが率先して行動を示す

- 民生部門で市内最大規模のCO₂排出事業者である川崎市役所自らが率先して行動し、市民・事業者の取組の模範となり、環境に配慮した製品・サービスのニーズの拡大を促進

第Ⅲの取組の柱
環境技術・環境産業の集積等の強みを最大限に活かし川崎発のグリーンイノベーションを推進

- 本市の特徴・強みである、環境技術・環境産業の集積や、市民、事業者等、主体間の連携のプラットフォーム等を最大限に活かし、環境改善に貢献する製品・サービスの供給を進め、イノベーションを推進

4 先導的に進める取組

本戦略では、2030年に向けた先導的なチャレンジなど、全部で30の取組を位置づけ、取組の柱ごとに整理しました。

5 戦略への賛同

本戦略の策定に当たり、戦略への賛同を募ったところ、令和2年10月末時点で300を超える事業者・団体等からの賛同をいただきました。戦略策定後も賛同の輪は広がっており、令和4年2月末時点では賛同者は551者となっています。



(3) 関連する分野別計画との整合

基本計画は、「川崎市一般廃棄物処理基本計画」や「川崎市緑の基本計画」など、温室効果ガスの排出抑制等に関係のある分野別計画等との整合を図ります。

また、今回の計画改定に合わせて、「川崎市グリーン・イノベーション推進方針」、「川崎市低炭素まちづくり計画」については、その取組を本計画に位置づけ、統合し、一体的に対策を進めていきます。

(川崎市グリーン・イノベーション推進方針)

●統合理由：

本計画においてグリーンイノベーションの取組が本計画P78の基本的方向Ⅱ「グリーンイノベーションで世界の脱炭素化に貢献するまち」に明記されることから、本計画に統合することにより、取組の更なる推進を図ります。

●統合方法：

川崎市グリーン・イノベーション推進方針については、本計画の基本的方向のいずれかに位置づけ、実施計画で具体的な取組を推進します。

(川崎市低炭素まちづくり計画)

●統合理由：

両計画を統合・一体化することにより、まちづくり施策と環境施策の更なる連携強化を図ります。

●統合方法：

川崎市低炭素まちづくり計画については、本計画P78の基本的方向Ⅰ「市民・事業者などあらゆる主体が脱炭素化に取り組んでいるまち」、P79の基本的方向Ⅳ「地球にやさしい交通環境が整備されたまち」等の中に位置づけ、実施計画で具体的な取組を推進します。

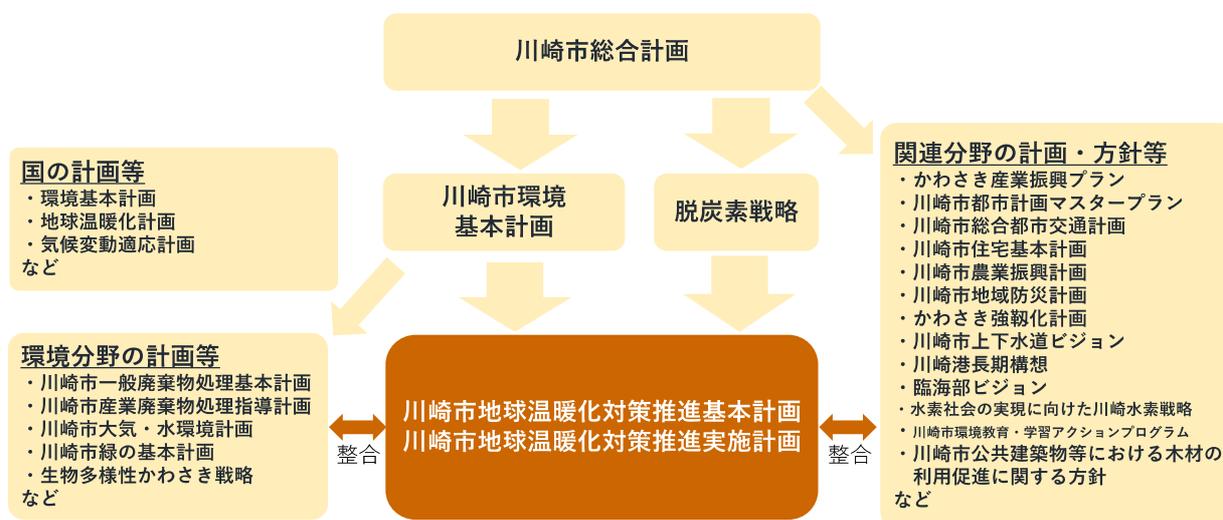


図 川崎市地球温暖化対策推進基本計画及び同実施計画の位置づけ



(参考) 川崎市の地球温暖化対策に係る計画等の策定経過

年度	計画等の策定等	対応	備考
1998	川崎市の地球温暖化防止への挑戦 ～地球環境保全のための行動計画～	策定	1997年の京都議定書採択等を踏まえ策定
2003	川崎市地球温暖化対策地域計画	策定	計画期間2003～2010
2007	CC（カーボンチャレンジ）川崎エコ戦略	策定	—
2009	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例	制定	—
2010	川崎市地球温暖化対策推進基本計画	策定	計画期間2010～2020 ・第1期実施計画2011～2013 ・第2期実施計画2014～2016 ・第3期実施計画2017～2020
2014	川崎市グリーン・イノベーション推進方針	策定	今回の基本計画改定に伴い統合
	水素社会の実現に向けた川崎水素戦略	策定	—
	川崎市スマートシティ推進方針	策定	2018年度の基本計画改定に伴い統合
2015	川崎市エネルギー取組方針	策定	2018年度の基本計画改定に伴い統合
2016	川崎市気候変動適応策基本方針	策定	2018年度の基本計画改定に伴い統合
2018	川崎市地球温暖化対策推進基本計画	改定	計画期間2018～2030 ・第1期実施計画2018～2021 ・第2期以降 4年程度を目途に策定
2019	川崎市低炭素まちづくり計画	策定	今回の基本計画改定に伴い統合
2020	脱炭素戦略 (かわさきカーボンゼロチャレンジ2050)	策定	今回の基本計画及び実施計画に、 理念や考え方、取組等を反映
2022	川崎市地球温暖化対策推進基本計画	改定	計画期間2022～2030 ・第1期実施計画2022～2025 ・第2期以降 数年を目途に策定

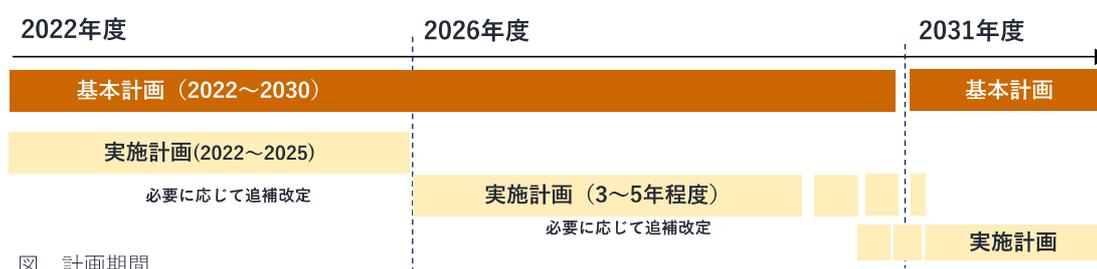
4. 計画期間

基本計画の計画期間は、2022年度から2030年度までの9年間とします。

なお、この計画は、国の地球温暖化対策等の動向とともに、技術の向上及び社会情勢を踏まえ、必要に応じて改定していきます。

実施計画の計画期間は、川崎市総合計画第3期実施計画期間との整合を図り4年間とします。

その後は、川崎市総合計画の実施計画や、社会情勢を踏まえながら、概ね3～5年程度を目途に、基本計画や実施計画の進捗状況等を踏まえて策定していきます。



5. 基本計画の対象範囲

(1) 対象とする取組

市民生活や事業活動における温室効果ガス排出量の削減を行う「緩和策」に加え、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対する「適応策」も含めた計画とします。

(2) 対象ガス

対象とする温室効果ガスは、①二酸化炭素 (CO₂)、②メタン (CH₄)、③一酸化二窒素 (N₂O)、④ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、⑤パーフルオロカーボン類 (PFCs)、⑥六フッ化硫黄 (SF₆)、⑦三フッ化窒素 (NF₃) の7物質とします。

表 温室効果ガスの種類

温室効果ガスの種類		地球温暖化係数※	主な排出活動
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源CO ₂	1	燃料使用、他人から供給された電気使用等 工業プロセス、廃棄物焼却処分等
	非エネルギー起源CO ₂		
メタン (CH ₄)		25	炉における燃料燃焼、自動車走行、廃棄物焼却処分等
一酸化二窒素 (N ₂ O)		298	炉における燃料燃焼、自動車走行、廃棄物焼却処分等
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)		1,430等	HFCs製造、空調機器や冷蔵庫等の冷媒としての使用等
パーフルオロカーボン類 (PFCs)		7,390等	PFCs使用、半導体素子製造、溶剤等としての使用等
六フッ化硫黄 (SF ₆)		22,800	SF ₆ 製造、電気機械器具や半導体素子等の製造等
三フッ化窒素 (NF ₃)		17,200	NF ₃ 製造、半導体素子等の製造

※ 温室効果ガスの温室効果をもたらす程度を、二酸化炭素の温室効果をもたらす程度に対する比で示した係数



(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく計画区域等

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく各種制度を活用する場合の適用区域については、次のとおり設定します。

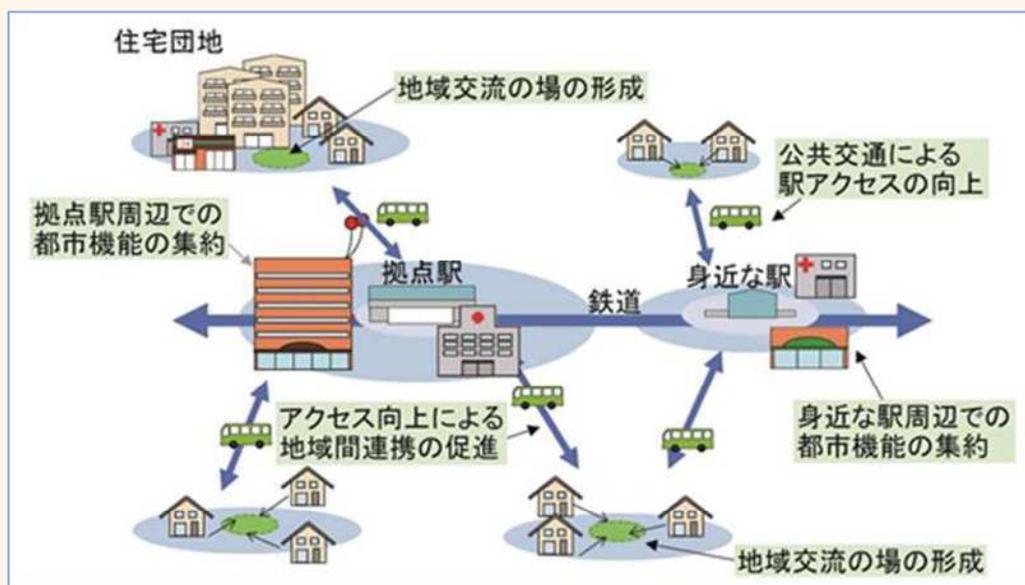
計画区域：市街化区域

集約地域※：2号再開発促進地区及び都市再生緊急整備地域

(※) 集約地域とは、都市機能の集約を図るための拠点となる地域のことです。川崎市においては、「低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン」の対象区域である、川崎都市計画都市再開発の方針に定める2号再開発促進地区及び都市再生緊急整備地域とします。

Column 2 「エコまち法」と「エコまち計画」について

- 基本計画は、都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）に基づく、低炭素まちづくり計画（エコまち計画）としても位置付けています。
- 本計画をエコまち計画として位置付けることで、都市機能の集約に資する複合的な都市開発事業を行う際に、補助制度や税制優遇を受けることが可能となり、都市の低炭素・脱炭素化の促進が期待されます。



出典：川崎市都市計画マスタープラン全体構想

▲ [コンパクトなまちづくりのイメージ図](#)